

## 学校法人 宮内学園 監事会議事録

1. 開催日時 令和2年5月11日（月）14時30分～15時30分

2. 開催場所 学校法人宮内学園 法人会議室

神戸市東灘区御影中町8丁目4番14号

3. 監事定数 2名

4. 出席監事 2名

5. 議事事項 議案 平成31年度 監査実施要領の決定の件

6. 議事の経過の要領及び結果

議案の審議及び賛否の結果は次のとおりである。

開議定刻に至り、選ばれて監事 高谷廣治が議長につき、本会は有効に成立した旨を告げ、

議案の審議に入る。

### 第1号議案 平成31年度 監査実施要領の決定の件

議長は、上記の議案を上程し、平成31年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の監査実施要領案を提出し監査方針を詳細に説明したところ、各監査役は、これを慎重審議の結果、全会一致をもって原案どおり承認することに決し、議案の承認を宣言した。

以上をもって議案の全部を終了したので、議長は閉会を宣し散会した。

上記の議決を明確にするため、議長及び出席監事は次に記名押印する。

令和2年5月11日

学校法人宮内学園 監事會

議長監事

高木 勲治



出席監事

荒木 実司



## 監事監査報告書

令和2年5月11日

学校法人 宮内学園

理事会 御中

評議員会御中

学校法人 宮内学園

監事

高木雅治



監事

高木雅治



私たちは、私立学校法第37条第3項及び学校法人宮内学園寄附行為第17条の規定に基づき、学校法人宮内学園の平成31年度（平成31年4月1日から令和2年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査した。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、監事として計算書類について検討する等、必要と思われる監査手続きを実施した。

監査の結果、学校法人宮内学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類（学校計算、収益事業会計による）及び貸借対照表並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正の行為、または法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。